

小牧市デジタル写真管理試行基準

本市の工事写真の電子媒体での提出（以下「電子納品」という。）におけるデジタル写真管理試行基準については、愛知県デジタル写真管理情報基準（案）に準拠し、下記の項目を付け加えるものとする。

- 1 この基準は、上水道工事を除く全ての建設工事を対象に適用するものとする。
- 2 写真の記録形式は JPEG とし、圧縮率、撮影モード等は小牧市電子納品協議チェックシート（様式第1）により、着手時に監督職員と協議の上決定するものとし、完了時においても小牧市電子納品協議チェックシートにより確認を行い、提出するものとする。
- 3 参考図の挿入も可とし、記録形式、圧縮率、撮影モードについて監督職員と協議の上決定するものとする。
- 4 提出する電子媒体は、CD-R または DVD-R とする。
- 5 写真の有効画素数は、100万画素程度を標準とし、黒板の文字や数字が確認できることを指標とする。
- 6 写真の編集は、その信憑性を考慮し認めない。ただし、監督職員の承認を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正を行うことができる。
- 7 電子媒体は、透明の CD サイズのプラスチックケース又は A4 サイズの CD-R 用ケースに入れて A4 版のファイルに綴じ込み納品するものとする。
- 8 電子媒体を入れるプラスチックケースは、背表紙に工事名称、路線名及び作成年月を横書きで明記する。ケースの蓋は透明なものとし、電子媒体を格納後に電子媒体のラベルの記載事項が見えるものとする。
- 9 受注者は、納品前に、作成した電子媒体のウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに使用したソフト名、パターンファイル定義日、番号及びチェックの実施日その他の必要事項を別図に従い電子媒体のラベルに記載するものとする。
- 10 電子媒体は、受発注者相互で内容を確認した上で、先がフェルトの油性ペン等で電子媒体のラベルに直接署名を行うものとし（この際媒体を傷つけないよう注意すること。）、署名を行う者は、発注者側は専任

監督職員とし、受注者側は現場代理人とする。

- 1 1 電子納品の対象とする成果品の提出部数は電子媒体を2部提出するものとする。その際、ビューアソフト（ソフトウェアの使用承諾契約書等の制限に抵触するものを除く。）等、成果品の閲覧に必要なものを電子媒体に添付して提出する。
- 1 2 受注者は、原則として完了時に電子媒体を提出するものとする。やむを得ず完了時までには提出が困難な場合は、監督職員と協議することとする。
- 1 3 受注者は、工事期間中は写真データの保全のため、外付けハードディスク等の大容量媒体に1日1回以上バックアップ及び保管を行うものとする。
- 1 4 この基準に定めるもののほか、電子納品について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、令和2年7月1日から施行する。
- 2 この基準の施行日前に発注した工事で、工事写真を電子媒体で提出する旨の申し出があった場合には、この基準に準じて取り扱う。

附 則

- 1 この基準は、令和5年12月8日から施行する。
- 2 この基準の施行日前に発注した工事で、工事写真を電子媒体で提出する旨の申し出があった場合には、この基準に準じて取り扱う。

別図

(CD-R 等への記入例)



※表示事項は、直接印字するか、先がフェルトの油性ペン等でディスクを傷つけないように媒体に直接書き入れることとする。